宗教法人審議会規則

(昭和27年2月22日 宗教法人審議会制定)

(平成13年3月9日一部改定)

(平成27年7月3日一部改定)

(令和元年8月27日一部改定)

(令和●●年●●月●●日一部改定)

- 第1条 宗教法人審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、この 規則で定めるところによる。
- 第2条 宗教法人審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。
- **第3条** 委員が病気その他の事故により招集に応ずることができないときは、 あらかじめその旨を会長に届けなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を 代理する。
- 第5条 会議は、総委員の5分の3以上の出席がなければ、議事を開き議決 することができない。
- 第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 第7条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 第8条 動議は、賛成者がなければ、議題とすることができない。
- **第9条** 会議を傍聴しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
- **第10条** 委員は、意見案を提出しようとするときは、案を作成し、これを 会長に提出しなければならない。
- 第11条 会長は、必要があると認めたときは、委員のうちから若干人を指名し、特別な事項を調査審議させることができる。
- 第12条 会長は、必要があると認めたときは、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- 第13条 会議の議事録の作成その他審議会に関する事務は、文化庁宗務課 において処理する。
- 第14条 この規則は、第76条の規定にかかわらず、総委員の過半数の賛成がなければ、変更することができない。

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が文部科学大臣と協議 して決める第6条に基づいて決定し、これを定める。